

主な内容

- 4面 ■ 11月は虐待予防月間 / 5面 ■ お祭りに行ってみよう
- 6面 ■ 26年度荒川区産業功労者表彰

発行 ■ 荒川区 ☎(3802)3111 〒116-8501 東京都荒川区荒川2-2-3 / 毎月1日・11日・21日 / 80000部発行



11月11日(火)～17日(月)



税を考える週間

11月11日～17日は、**税を考える週間**です。この時期に合わせ、住民税の概要や税に関する催しを紹介します。

税を考える週間の催し

テーマ「税の役割と税務署の仕事」

直接会場へお越し下さい。

税理士による税の無料相談

日時 11月11日(火)・12日(水) 午前10時30分～午後3時
会場 区役所2階税務課前
主催 東京税理士会荒川支部



税の街頭PR

日時 11月14日(金) 午後3時～4時
場所 日暮里駅周辺
主催 荒川納税貯蓄組合連合会

中学生の税についての作文・税の標語の主な受賞作品を展示

期間 11月10日(月)～28日(金)
会場 区役所1階ロビー、荒川税務署、荒川都税事務所、センターまちや
*センターまちやは11月10日(月)～17日(月)、区役所1階ロビーは11月25日(火)～28日(金)に展示
主催 荒川納税貯蓄組合連合会、荒川間税会、荒川税務署
問合せ 荒川税務署 ☎(3893) 0151
国税庁ホームページアドレス <http://www.nta.go.jp/>

住民税は、1月1日現在の住所地で課税されます。前年の1～12月の所得が課税の対象です。「特別区民税」と「都民税」を合わせて住民税と呼び、その人の課税所得金額に応じて負担する「所得割」と、均等の額を負担する「均等割」があります。

●納税方法
納税義務者が直接納付し、原則年4回の納期(6・8・10月末、翌年1月末)となります。区役所2階税務課、各区民事務所、金融機関、郵便局、コンビニエンスストアの窓口及びクレジットカード、携帯電話や自宅のパソコン等で納付出来ます。

■給与所得の特別徴収
給与の支払者が代わりに納付し、毎月の給与から引き落とします。

■公的年金所得の特別徴収
65歳以上で、介護保険料が公的年金から引き落とされている方を対象に、公的年金所得に係る住民税を公的年金から引き落とします。

●27年度からの税制改正の主な変更点
▽上場株式等の譲渡所得等及び配

当所得に係る軽減税率の廃止(区民税1・8%が3%に、都民税1・2%が2%になります)
▽住宅借入金等特別税額控除の適用期限を29年まで延長、消費税引き上げに伴う控除額の拡充

事業者の皆さんへ
従業員の住民税は特別徴収で

従業員(給与所得者)の住民税は、給与から差し引く特別徴収が原則です。都と都内全62区市町村は、特別徴収を推進しています。ご理解・ご協力をお願いします。

住民税の課税・納税について



税金の申告・申請は、e-Tax・eLTAXで

e-Tax(国税電子申告・納税システム)・eLTAX(地方税ポータルシステム)を利用して、自宅やオフィスから国税や地方税の申告・届け出、納税等が出来ます。利用には利用開始届出書が必要です。
問合せ・ホームページアドレス
▷e-Tax…荒川税務署 ☎(3893) 0151
<http://www.e-tax.nta.go.jp/>
▷eLTAX…荒川都税事務所 ☎(3802) 8111
<http://www.eltax.jp/>

26年1月から、記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されました

個人で事業や不動産貸付等を行う全ての方は、26年1月から記帳と帳簿等の保存が必要になりました。(所得税の申告が必要ない方も、記帳・帳簿等の保存制度の対象となります。)
記帳・帳簿等の保存制度や記帳の内容の詳細は、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)をご覧ください。
問合せ 荒川税務署 ☎(3893) 0151

納期内納税にご協力を



住民税は納期内に納めて下さい。病気、休業、災害、事業での損失などで、生活が困窮し納付が困難な方は、ご相談下さい。

相談・問合せ 税務課 ☎内線2316
申告受付・課税 課税係 ☎内線2319
特別徴収 課税係 ☎内線2319
納税・納付相談 納税促進係 ☎内線2334、7

年末調整等説明会

源泉徴収義務者(給与や賃金を支払っている事業所等)を対象に、26年分の年末調整、法定調書及び給与支払報告書に関する説明会を開催します。
日時・対象地域 下表のとおり
*対象地域以外の日時でも出席出来ます
*受け付けは、開始30分前から
会場 サンパール荒川小ホール
持ち物 税務署から郵送された「年末調整のしかた」などの関係書類、筆記用具
問合せ ▷税務課 ☎内線2322・2323
▷荒川税務署 ☎(3893) 0151

期 日	時 間	対象地域
11月5日(水)	午前10時～正午	西日暮里
	午後2時～4時	東尾久・西尾久
11月6日(木)	午前10時～正午	町屋・東日暮里
	午後2時～4時	南千住・荒川

職員の不祥事についてのお詫び
10月19日、本区職員が暴行及び器物損壊の容疑で逮捕されました。このような事態を起こし、区民の皆さまの信頼を大きく損ねましたことを、深くお詫び申し上げます。事実確認の上、厳正に対処致します。
荒川区長 西川 太一郎



荒川区長・特別区長会会長 西川 太一郎

窓 高品質の行政サービスを実現するために

「天は人の上に人を造らず人の下に人を造らずといへり」で始まる「学問のすめ」は、慶應義塾大学の創設者で、我が国を代表する近代思想家福沢諭吉翁の著作で、近代日本の精神的な礎となった名著です。諭吉翁が本書で示した精神は、時代を超えて輝き続ける普遍的真理であり、今も私たちの進むべき途に灯りをともし続けています。その名著の第7編に「およそ世の中に割合よき商売ありといえども、運上を払うて政府の保護を賣うほど安きものはなかるべし」と税について言及した一節があります。

こうしたいから、区長に就任してから約10年間で、千を超える新規充実事業を実施し、質の高い行政サービスの提供に努めてきました。これからも、区民の皆さまからお預かりした貴重な税を有効かつ最適に活用し、子育て環境の向上、先進的な教育環境の整備、福祉施策の充実、防災都市づくりなど、区政の課題に渾身の力で取り組んで参ります。

節があります。これを要約すると、税金を払って政府の保護を買うほど安いものはない、という意味です。これが著された明治初頭と現代では、国際情勢や国力、政治体制などは大きく異なりますが、私は、税を徴収する権限を与えられている国や地方自治体は、税を納めても惜しくない納税者の皆さまに思ってもらえる高品質の行政サービスを提供することが使命であると考えています。